

会 議 録

1 会議名

- ・令和元年度第6回清里区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

1) 報 告（公開）

○ 総務・地域振興グループ報告事項

- ・台風19号による清里区の被害状況について

○ 教育・文化グループ報告事項

- ・公の施設の使用料改定について

○行政改革推進課報告事項

- ・今後の「公の施設の再配置計画」の取組について

○板倉区建設グループ報告事項

- ・道路除草に係る実態調査結果について

2) 協 議（公開）

- ・地域活動支援事業の目的・効果に照らした「地域協議会による再度の見直し」について

3) その他（公開）

- ・令和元年度第7回清里区地域協議会の開催について

3 開催日時

- ・令和元年10月23日（水）午後3時から午後5時15分まで

4 開催場所

- ・清里区総合事務所3階 第3会議室

5 傍聴人の数

- ・1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・委 員：笹川幹男（会長）、古澤文夫（副会長）、上原澄雄、桑原正史、島田敏雄、
羽深正、古沢義夫、三原田裕子、向橋マチ子、山川正平、涌井博道

- ・事務局：清里区総合事務所：上田所長、浅野次長、関根市民生活・福祉グループ長
(併教育・文化グループ長 ※以下グループ長はG長と表記)、長澤班長、
北村主事、行政改革推進課大瀧課長、島田副課長、板倉区総合事務所隠田
建設グループ長、宮尾産業グループ長

8 発言の内容（要旨）

【浅野次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【笹川幹男会長】

- ・挨拶

【上田所長】

- ・挨拶

【笹川幹会長】

- ・会議録の確認を桑原正史委員に願います。
- ・次第4報告、(1) 総務・地域振興グループの報告事項について事務局に説明を求める。

【浅野次長】

- ・台風19号による清里区の被害状況について資料1により報告する。

【笹川幹男会長】

- ・事務局の説明に対し意見を求める。

【向橋マチ子委員】

- ・説明のあった青柳日の八線の地滑りとは、平成20年頃にも地滑りがあった場所か。

【上田勇栄所長】

- ・平成29年に地滑りがあった場所のうち的一方である。現在土嚢が積んである場所で、上の方と下の方という言い方をすると、下の方である。

【羽深委員】

- ・災害に関連して、自宅の防災行政無線が鳴ったり鳴らなかったりと不具合が生じているのだが、個別受信機の入替えはいつ頃になるのか。

【浅野次長】

・個別受信器の入れ替えは令和2年度であるが、個別受信器を交換してみたらよくなる場合もある。予備の個別受信機が数台総合事務所にあるので、総務班に相談していただきたい。

【笹川幹男会長】

・他に質問を求めるがなく、続いて(2)教育・文化グループの報告事項について、事務局に説明を求める。

【関根G長】

・公の施設の使用料改定について資料2-1、2-2により報告する。

【笹川幹男会長】

・事務局の説明に対し意見を求める。

・スポーツセンターの改定後の使用料に暖房費は含まれているのか。含まれている場合明記した方がよいのではないか。

【関根G長】

・確認し後ほど回答させていただきたい。

【笹川幹男会長】

・質問を求めるがなく、続いて(3)行政改革推進課の報告事項について、事務局に説明を求める。

【大瀧課長】

・公の施設の再配置について説明する。再配置とは重複している公共施設を集約したり、近接した場所に多くの施設がある場合はエリアを広げるなど、公共施設を適正に配置することである。バブル期や高度成長期に整備された多くの施設が、現在、一斉に更新時期を迎えたり、老朽化が著しく進展している状況にある。平成23年頃から再配置計画を定期的に見直ししながら進めてきたところであり、財政的な収支が厳しい状況のなか、その改善に向けた取組の一環として公の施設の再配置を位置付けている。資料については担当から説明する。

【島田副課長】

・今後の「公の施設の再配置計画」の取組について資料3-1、3-2、3-3により説明。

【笹川幹男会長】

・事務局の説明に対し意見を求める。

【山川正平委員】

・清里スポーツセンターは年間利用者数が約 2 万 9 千人と多いが、収入額はどのくらいか。

【島田副課長】

・約 170 万円である。

【山川正平委員】

・先ほどの説明では維持管理費の二分の一を利用者が負担するということであるが、170 万円ということは維持管理費の 10 分の 1 くらいの収入しかない。今後利用者に負担をかけることも考慮して再編の取組を進めてほしい。体育施設はなくては困るし、利用者も多い。管理人を常駐させていることから、収入が少なければもう少し利用料をあげても良いのではないか。

【大瀧課長】

・維持管理にかかる経費に対して収入額が少ないというご指摘であるが、市の他施設の中には収入が経費を上回っているところもあるため、市全体の施設の中で調整し利用料を設定している。また、収入が少ないからといって施設の利用料を急に 3 倍、4 倍と上げてしまうとさらに利用者が減るという懸念も考慮している。

【向橋マチ子委員】

・清里スポーツセンターは区内の方だけでなく、高田方面の高校など区外の方にも利用されている。静かでよいと駅伝や陸上の強豪校の練習にも利用されているため、そのあたりも考慮して再配置計画を進めていただきたい。

【大瀧課長】

・清里区だけでなく三和区や頸城区なども、駐車場が広かったり静かで環境が良いなどの理由で人気が高いのだと思う。他区のスポーツ施設を利用しやすくなったというのは市町村合併のメリットであると考えます。各区の施設に関しては相互的に利用促進を図っていききたい。

【古澤文夫副会長】

・資料 3 - 1 に公の施設を 991 施設から 742 施設に減らしたとある。人口や財政状況等を加味したとして、数の問題ではないことは承知しているが、最終的にはどこまで減らしたいのか。

【大瀧課長】

・おっしゃるとおり数ありきで考えてはならず、具体的に何件とする考えはない。各施設の建設当時には目的や時代背景などその時々^の意義があったはずであり、それらをよく吟味したうえで考えを示し、地域協議会、利用団体、町内会等と建設的な話し合いをしていきたい。

【古澤文夫副会長】

・施設の利用者が少ないからといって単純に減らせるものではないと思う。検討していただきたい。

【大瀧課長】

・利用可能なエリアの中の人口をとらえたうえで、施設の利用率で必要性を判断することも考えている。人口が少ないからといって一方的に決めつけたりはしない。

【山川正平委員】

・公の施設を 249 施設廃止したことでどのくらい経費が削減されたのか。

【大瀧課長】

・施設の減った数に伴う削減額という資料は手元にはないが、財政計画上だと約 4 億円程度削減されたと記憶している。

【笹川幹男会長】

- ・質問を求めるがなく、以上で報告を終了する。
- ・次に、(4) 板倉区建設グループ報告事項について事務局に説明を求める。

【隠田G長】

・道路除草に係る実態調査結果について、資料 4 により説明する。

【笹川幹男会長】

・事務局の説明に対し意見を求める。

【向橋マチ子委員】

・塩曾根から岡野町までの間の道路で、道路側はきれいに除草していただいているが、田んぼ側は除草されていない部分がある。田んぼ側は町内会で刈るものであると思うが、刈られていない茂みからヤマカカシが出てきて非常に驚いたことがあり、ジョギングされる方や高齢者が自転車に乗ったり散歩する道であるので何とかならないか。

【隠田G長】

・今シーズンの除草は終わってしまったので来シーズンに現地確認したい。歩行者が通行するのに支障があるとすれば検討するので、現地を確認して判断したいと思う。

【向橋マチ子委員】

・菅原から岡野町へ行く道路の左手が杉林になっているが、そこからススキやセイタカアワダチソウが繁茂しており車で避けて走っている。あのあたりは岡野町の方の土地なのか。

【山川正平委員】

・昔は畑だったのだが今は杉林になってしまった。8月に一度刈ったのだが伸びてしまったようだ。

【隠田G長】

・雑草により通行に支障があった際は、清里区の総務・地域振興グループに連絡してほしい。そうすると我々に連絡がくるので、随時パトロールして現地を確認させていただきたいと思う。

【古澤文夫副会長】

・資料の要望等にもあるが、楡池地区は自分たちの持ち出しで除草にかかる費用をまかっている。そういった現状も考慮し、予算を増やしてほしいと思う。

【隠田G長】

・今回初めて除草の実態調査をやらせていただいたが、具体的にどこからどこまで町内会で除草をしていただいているのか情報を掴んだので、今後は道路維持費を少しでも増やせるように検討していきたいと思う。

【笹川幹男会長】

・道路除草の関係で何かあれば町内会長や総務・地域振興グループに報告してほしい。
・他に質問を求めるがなく、以上で報告を終了する。

【関根G長】

・先ほどの公の施設の使用料改定に関する報告に関して、清里スポーツセンターの暖房費について回答させていただきたい。現在暖房設備は1時間あたり240円、シャワーは1回100円の使用料をいただいている。これらは付属設備という扱いになるため、消費税増税分として2%分の使用料が上がることになる。暖房は240円から250円に、シャワーは100円から150円に値上げとなる。付属設備は全市全体で考えると数が多すぎるため、

今回の一覧には乗せなかった。

【笹川幹男会長】

- ・各町内会長にもその旨は知らせしてほしい。

【古澤文夫副会長】

- ・使用料がかなり安いですが、営利で利用する場合はもっと高いのか。

【関根G長】

- ・営利で利用する場合は高い。スポーツ振興やコミュニティ活動を目的とした施設であることも考慮している。

【笹川幹男会長】

- ・他に質問等ないので、次に、次第5協議地域活動支援事業の目的・効果に照らした「地域協議会による再度の見直し」について、事務局に説明をお願いします。

【長澤班長】

- ・地域活動支援事業の目的・効果に照らした「地域協議会による再度の見直し」について、資料5-1、5-2、5-3により説明する。
- ・資料5-3の各テーマについては昨年度皆さんから協議いただいた内容と、清里区地域協議会の検証結果である。一件ずつ説明するので、検証結果に変更がないか再度協議いただきたい。
- ・テーマNo.1「事務局の役割」の趣旨については、提案を促すには、提案時に事務局の協力体制がより必要であること、事務局がどこまで事業内容を指導すればよいのかが曖昧である、というものである。
- ・これに対する昨年度の検証結果は、「提案事業の内容、提案書の作成等については提案者の相談に応じた助言を行っており特に問題ないが、提案書の様式の簡素化が必要である。」ということであった。
- ・この内容でよろしいかどうか協議をお願いします。

【笹川幹男会長】

- ・それではテーマNo.1について意見を求める。
- ・提案者からよく話を聞くのだが、提案書の簡素化はできないのか。

【島田敏雄委員】

- ・全市的に決まっている様式なので無理なのではないか。

【上原澄雄委員】

- ・要望を出して市が対応できるかどうかは別の話であり、要望として出す分には問題ないと思う。
- ・書類が面倒で書きづらいということだが、事務局と相談しながらやっていくしかないのではないか。

【向橋マチ子委員】

- ・簡素化といっても限度があると思う。

【山川正一委員】

- ・自分も地域活動支援事業を申請したが、事務局からスムーズに進めていただいたので問題ないと思う。
- ・提案書のデータをエクセルで用意していただけるとありがたい。

【向橋マチ子委員】

- ・昨年度馬屋の黒保遺跡の整備事業の申請においても事務局は一生懸命対応してくれた。事務局の体制に問題はないと思う。

【笹川幹男会長】

- ・他に意見を求めるがなく、テーマNo.1についてはこのままでよいか。

(「はい」の声多数)

【笹川幹男会長】

- ・それではこのままとする。続いてテーマNo.2について事務局に説明を求める。

【長澤班長】

- ・テーマNo.2「市類似補助事業との関係」の趣旨については、既存の市類似補助事業の対象となるものは、本事業の対象外にした方がよい。そうしないと市類似補助事業の活用が進まなくなる懸念がある、というものである。
- ・これに対する昨年度の検証結果は、「市の類似補助事業であっても所管課の所見を得たうえで受け付けており、採択の判断は各地域協議会に委ねていることから問題はないが、基本的には市の補助対象事業となる事業については、地域活動支援事業の対象外とする。但し、市の当該補助対象事業において、補助対象外となる「上乘せ」、「横出し」となる経費については対象とする。」ということであった。
- ・この内容でよろしいかどうか、協議をお願いします。

【笹川幹男会長】

- ・それではテーマNo.2 について意見を求める。

【古澤文夫副会長】

- ・そもそも市の基本的な考えとして、市の類似事業の対象であるものは地域活動支援事業の対象外としているのではないか。

【向橋マチ子委員】

- ・過去の審査で、ある提案事業が市類似事業の補助対象になるのではないかと委員から質問されたことがあった。委員の皆さんも市類似事業についても勉強されているから問題ないと思う。

【笹川幹男会長】

- ・他に意見を求めるがなく、テーマNo.2 についてはこのままでよいか。

(「はい」の声多数)

【笹川幹男会長】

- ・それではこのままとする。続いてテーマNo.3 について事務局に説明を求める。

【長澤班長】

- ・テーマNo.3 「採択方針の精査」の趣旨については、採択方針の項目は全ての項目を網羅しており、地域課題に焦点を当てていない、というものである。
- ・これに対する昨年度の検証結果は、「地域活動支援事業の目的として「地域の課題解決や活力向上に向け、自発的・主体的な活動の推進」があり、課題解決だけにこだわらず幅広い活動が採択できる採択方針となっているので問題ない。」ということであった。
- ・この内容でよろしいかどうか協議をお願いします。

【笹川幹男会長】

- ・意見を求めるがなく、テーマNo.3 についてはこのままでよいか。

(「はい」の声多数)

【笹川幹男会長】

- ・それではこのままとする。続いてテーマNo.4 について事務局に説明を求める。

【長澤班長】

- ・テーマNo.4 「ハード整備事業関係」の趣旨については、ソフト事業を取ってつけたようなハード事業があること、LED化などのハード事業が対象の区と対象外の区があり不公平

感があること、ハード事業に関する条件を全市的に設定すべき、というものである。

・これに対する昨年度の検証結果は、「本事業は提案団体の活動を支援するものであり、活動を行う上で必要となるハード事業も対象としている現在の取扱いに問題はない。本来市で行うべき事業と見込まれる提案事業等については、所管課の所見を求めた上で受け付けており問題はないが、各区において案件（防犯灯 LED 化、ユニホーム等）ごとに採択条件が違うことは市民に不平等感を生じさせてしまうことから、対象事業の具体的基準を設定すべきである。」ということであった。

・この内容でよろしいかどうか協議をお願いします。

【笹川幹男会長】

・それではテーマNo.4 について意見を求める。

【古澤文夫副会長】

・LED 化に関しては一灯につき 3,000 円を町内会で負担すると清里区地域協議会で決めているため問題ない。

【笹川幹男会長】

・他に意見を求めるがなく、テーマNo.4 についてはこのままでよいか。

（「はい」の声多数）

【笹川幹男会長】

・それではこのままとする。続いてテーマNo.5 について事務局に説明を求める。

【長澤班長】

・テーマNo.5 「人件費・経常的経費の取扱い」の趣旨については、人件費を補助対象事業としたらどうかということ、また、印刷機の保守費用など経常経費が補助対象外であることへの理解が得られない、というものである。

・これに対する昨年度の検証結果は、「事業実施に伴う実施団体の人件費、経常経費については、そもそも実施団体において負担すべき経費と思われることから、現状のままでよい。」ということであった。

・この内容でよろしいかどうか協議をお願いします。

【笹川幹男会長】

・意見を求めるがなく、テーマNo.5 についてはこのままでよいか。

（「はい」の声多数）

【笹川幹男会長】

- ・それではこのままとする。続いてテーマNo.6 について事務局に説明を求める。

【長澤班長】

- ・テーマNo.6 「備品購入の取扱い」の趣旨については、ユニフォーム等の備品購入が対象の区と対象外の区があり不公平感がある、というものである。
- ・これに対する昨年度の検証結果は、「備品等については、本来レンタルを優先するものではあるが、事業内容によってはレンタル等で費用を削減できない場合がある。その場合は、理由や後年度の利活用、管理方法を明記した任意の書類を申請時に添付することとしており、それについても地域協議会で審査しているので問題はない。」ということであった。
- ・この内容でよろしいかどうか協議をお願いします。

【笹川幹男会長】

- ・それではテーマNo.6 について意見を求める。

【古澤文夫副会長】

- ・現状では清里まちづくり振興会の提案にサロンの備品購入があるが、今後の利用方法などを示した上で採択しており、問題ないと思う。

【笹川幹男会長】

- ・他に意見を求めるがなく、テーマNo.6 についてはこのままでよいか。

(「はい」の声多数)

【笹川幹男会長】

- ・それではこのままとする。続いてテーマNo.7 について事務局に説明を求める。

【長澤班長】

- ・テーマNo.7 「募集等に係る共通設定」の趣旨については、募集開始日や期限日、募集期間が各区で異なることに不公平感がある、というものである。
- ・これに対する昨年度の検証結果は、「農繁期等地域の状況を考慮して、各地域協議会で決定することに問題はない。」ということであった。
- ・この内容でよろしいかどうか協議をお願いします。

【笹川幹男会長】

- ・それではテーマNo.7 について意見を求める。

【古澤文夫副会長】

- ・地域ごとに事情もあると思うので一律に決められても困る。

【笹川幹男会長】

- ・他に意見を求めるがなく、テーマNo.7についてはこのままでよいか。

(「はい」の声多数)

【笹川幹男会長】

- ・それではこのままとする。続いてテーマNo.8について事務局に説明を求める。

【長澤班長】

・テーマNo.8「(周知・募集の)方法」の趣旨については、本事業が地域に浸透していないのもっと広く周知すべきである。既存事業の継続自体難しいのに新規団体の事業提案は難しい、というものである。

・これに対する昨年度の検証結果は、「現在の周知、募集方法について問題はなく、相応の相談、周知期間を設けているとともに、本事業について市民に浸透している。提案事業の減少傾向については、市民の地域に対する思い入れが希薄となってきているとともに、リーダー的人材が不足してきているため。」ということであった。

- ・この内容でよろしいかどうか協議をお願いします。

【笹川幹男会長】

- ・意見を求めるがなく、テーマNo.8についてはこのままでよいか。

(「はい」の声多数)

【笹川幹男会長】

- ・それではこのままとする。続いてテーマNo.9について事務局に説明を求める。

【長澤班長】

・テーマNo.9「追加募集」の趣旨については、複数回にわたる追加募集は地域協議会の負担が大きいのので1回としたらどうか、というものである。

- ・これに対する昨年度の検証結果は、「追加募集は1回とする。」ということであった。

・採択方針に具体的に反映される事項であることを踏まえ、この内容でよろしいかどうか協議をお願いします。

【笹川幹男会長】

- ・それではテーマNo.9について意見を求める。

・「追加募集は1回とする」と回数を記載してしまうと、必ず1回追加募集をしなければならないことになる。

【長澤班長】

・例えば「その都度協議する」という記載にするとか、幅を持たせた方がよいのではないか。

【古澤文夫副会長】

・皆さんの意見を伺いたい。「追加募集は1回とする」とすると、追加募集を1回しても予算が余ったらどうするのかという問題もある。「その都度協議する」とすれば問題ないと思う。

【涌井博道委員】

・何度も追加募集をすれば、提案者が事業に取り組める時間が短くなる。追加募集はやったとしても1回までが良いと思う。

【桑原正史委員】

・それでは「原則1回とし、それ以降の追加募集は状況に応じて判断する」としたらどうか。

【上田所長】

・私が発言できる立場ではないが、それだと残額がほんのわずかでも必ず追加募集をしなければならないことになる。

【古澤副会長】

・清里区では追加募集に関して明確な決まりはないが、予算が余れば追加募集はやるものとしていた。しかし残額によっては追加募集をやらなかった時もあったと記憶している。

【向橋マチ子委員】

・今年度のように補助希望額が配分額を超えればよいが、配分額が余ってしまうことも過去に多くあった。追加募集は予算残額によりきりだと思う。

【羽深正委員】

・「追加募集は必要に応じて実施する」とするのはどうか。

【長澤班長】

・清里区の場合補助金申請額は1件5万円以上である。三郷区では今年度残額3万5千

円で3次募集をしている。

【上田所長】

- ・5万円を基準にするならば、5万円未満は追加募集をしないということになる。

【浅野次長】

・「何円以上は追加募集をする」と具体的に金額を定めてしまうとそれに縛られて身動きがとりづらくなる。「必要に応じて」や「その都度」など振れ幅の大きい文言にした方がよいと思う。

【長澤班長】

・追加募集について記載しないという案もある。資料5-1の3頁、5に各区の追加募集の基準について記載があるので見てほしい。

【上田所長】

・つまり、清里区は昨年度「追加募集は1回とする」という検証結果を出したが、採択方針には反映せず令和元年度に再度検討し、令和2年度から採択方針に反映するとしたのである。

【浅野次長】

・委員の皆さんの考えとしては、5の②にある「採択状況に応じて、臨機に対応」としたいということだと思う。

【笹川幹男会長】

- ・それでは必要に応じて検討するという趣旨に変えたいと思うがよろしいか。
- ・適切な文言については事務局に検討願うこととしてよいか。

(「はい」の声多数)

【笹川幹男会長】

・それではテーマNo.9は変更することとする。続いてテーマNo.10について事務局に説明を求める。

【長澤班長】

・テーマNo.10「審査態勢の共通化」の趣旨については、審査方法が各区で異なるのは不公平なので統一すべきではないか、審査基準が具体的でないため委員の判断にばらつきが生じる、というものである。

- ・これに対する昨年度の検証結果は、「審査を地域協議会で行うことにより、委員及び各

地域協議会毎で差異が生じることは致し方ない。」ということであった。

- ・この内容でよろしいかどうか協議をお願いします。

【笹川幹男会長】

- ・それではテーマNo.10 について意見を求める。

【古澤文夫副会長】

- ・審査においては全市的な基準があれば確かに審査は楽になると思う。

【涌井博道委員】

- ・採点票は各区で異なるのか。

【長澤班長】

- ・各区で採択方針が異なるので採択方針審査の部分は異なるが、それ以外の項目は全市同一の内容となっている。

【笹川幹男会長】

- ・他に意見を求めるがなく、テーマNo.10 についてはこのままでよいか。

(「はい」の声多数)

【笹川幹男会長】

- ・それではこのままとする。続いてテーマNo.11 について事務局に説明を求める。

【長澤班長】

- ・テーマNo.11 「地域協議会内での認識共有」の趣旨については、委員の採点基準が曖昧であり、個人的な見解が強く反映されてしまう、というものである。
- ・これに対する昨年度の検証結果は、「審査を地域協議会で行うことにより、委員の判断で差異が生じることは致し方ない。」ということであった。
- ・この内容でよろしいかどうか協議をお願いします。

【笹川幹男会長】

- ・それではテーマNo.11 について意見を求める。

【古澤文夫副会長】

- ・委員の個々の認識の問題であると思う。

【笹川幹男会長】

- ・各自認識を徹底してもらわないと思う。

【古澤文夫委員】

・委員それぞれの考えが点数となって出てくるわけなので仕方ないのではないかと。皆認識が同じであれば点数も同じになってしまう。

【向橋マチ子委員】

・それぞれ意見があるので個人差が出て仕方ないのではないかと。

【笹川幹男会長】

・他に意見を求めるがなく、テーマNo.11についてはこのままでよいかと。

(「はい」の声多数)

【笹川幹男会長】

・それではこのままとする。続いてテーマNo.12について事務局に説明を求める。

【長澤班長】

・テーマNo.12「提案団体・地域と委員の関係性」の趣旨については、委員の中に提案団体の関係者がいる場合、審査への参加に対してルール化すべきであるということ、また、配分額を使い切ることに関心がいき審査が甘くなってしまう、委員の出身地域が関係する事業の審査が甘くなってしまう、というものである。

・これに対する昨年度の検証結果は、「提案団体の会長、副会長及び、提案事業に直接的に関わると判断する委員の自主申告により、地域協議会の了解を得て審査に加わらないこととしており問題はない。」ということであった。

・この内容でよろしいかどうか協議をお願いします。

【笹川幹男会長】

・意見を求めるがなく、テーマNo.12についてはこのままでよいかと。

(「はい」の声多数)

【笹川幹男会長】

・それではこのままとする。続いてテーマNo.13について事務局に説明を求める。

【長澤班長】

・テーマNo.13「提案団体の自立化に向けた取組」の趣旨については、同一団体の同一事業の提案が多いため、自立を促す取組が必要、というものである。

・これに対する昨年度の検証結果は、「同一団体による同一事業が継続されているが、地域協議会が地域にとって必要と判断することにより問題はない。」ということであった。

・この内容でよろしいかどうか協議をお願いします。

【笹川幹男会長】

- ・それではテーマNo.13 について意見を求める。

【桑原正史委員】

- ・清里区地域協議会の検証結果として「問題はない」としているが、問題はあると思う。

【古澤文夫副会長】

- ・同一事業は何回までと全市的に統一していただけるとありがたいのだが。

【長澤班長】

- ・他区では継続事業については、2 回目は 90%、3 回目は 80%などと定めているところもある。

【涌井博道委員】

- ・そうすると補助金が減ることを見越して上乗せした額で提案してくるなど、制度を悪用されるケースも考えられる。

【上田所長】

- ・同一事業といっても、どこまでが同じ事業でどこからが違う事業かというのは判断が難しいと思う。

【笹川幹男会長】

- ・意見がまとまらないため本日の協議はここまでとし、テーマNo.13 以降は次回の地域協議会で協議したいと思うがいかがか。

(「はい」の声多数)

【笹川幹男会長】

- ・それでは協議を終了する。
- ・次第 6 その他について事務局にお願いします。

【長澤班長】

- ・第 7 回地域協議会の開催については 11 月 21 日 (木) 午後 3 時半からを予定している。

【北村主事】

- ・11 月 24 日 (日曜日) に上越市市民プラザで地域活動フォーラムが開催される。例年だと地域協議会の研修会という位置づけで、委員の皆様から出席いただいていたが、今年度はそのようにしないということで、任意参加となる。当日はバスが出ないので各自会場まで行っていただきたい。参加を希望される方は、チラシ裏面の申込書に必要事項

を記入いただき、総合事務所まで提出いただきたい。

【笹川幹男会長】

- ・その他事務局、委員の方で何かあれば発言いただきたい。

【向橋マチ子委員】

・一年前に地域協議会の場を借りて京ヶ岳城址の看板の修繕をお願いした。先日城址に行ったがまだ直っていなかったなので、その日ガイドをしていた惣塚さんに聞いてみたところ、修繕には市の許可が必要であるとのことであった。看板はどうしても必要だと思うので、何かいい方法はないか。

【関根グループ長】

・その件に関してはご報告が遅くなり申し訳ない。その後現地確認等を行い、管轄している文化行政課に確認したところ、看板は所有者が設置するのが原則とのことであった。所有者は「青柳集落他何名」となっており、市が京ヶ岳城址を指定文化財にしているという状況である。看板を設置する場合は、所有者が市の補助金を利用して設置するのが本筋とのことなので青柳町内会長に確認したが、設置する意向はないとのことであった。また、観光交流協会の惣塚氏に確認したところ、坊ヶ池湖畔公園内には京ヶ岳城址の看板があるそうである。山城ツアーなどで城址を登った際には、公園の東屋で休憩していただき、それから公園内の看板を見て、星のふるさと館を見学するといったコースでお楽しみいただければと思う。

【向橋マチ子委員】

- ・承知した。

【笹川幹男会長】

- ・その他、事務局、委員に意見等求めるが無く、第6回地域協議会を終了する。

【古澤文夫副会長】

- ・閉会の挨拶

9 問合せ先

- ・清里区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL025-528-3111(内線225)

E-mail : kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

- ・別添の会議資料も併せてご覧ください。